

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング
申し合わせ

1. ワーキングの目的

本ワーキングは兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下、「協議会」という。）の規約第6条で定めたワーキングのうち、緊急輸送道路における道路啓開計画を策定及び更新することを目的に設置するワーキングであり、南海トラフ巨大地震等発生時に、早期に緊急輸送道路等を確保するための道路啓開・復旧に係る情報を、兵庫県域の関係機関が共有する体制を構築するために、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき組織する。

2. 調整・検討事項

本ワーキングで情報共有・調整・検討すべき項目は、次のとおりとし、これらを道路啓開計画として取りまとめ策定するものとする。また、調整・検討事項に変更が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとする。

- ①非常時の連絡方法の検討
- ②道路の被災想定
- ③道路被災状況や道路交通状況の早期把握と位置情報等の共有
- ④広域陸路の優先確保ルートと啓開計画
- ⑤緊急輸送機能の確保
- ⑥交通規制や放置車両の撤去
- ⑦防災訓練
- ⑧道路啓開計画の公表及び関係地域(地元)への周知等情報提供方法

3. 協議会への報告

本ワーキングで策定した道路啓開計画は、協議会に報告する。

4. ワーキングの構成

ワーキングの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

また、実務担当の意見を出し合うために、ワーキングに担当者会議を設置する。

5. 事務局

ワーキングの事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路管理課、兵庫国道事務所管理第二課、兵庫県土木部道路街路課、兵庫県土木部道路保全課及び神戸市建設局道路工務課とする。

6. 付則

この申し合わせは、平成26年11月18日から施行する。

平成29年11月21日に改訂する。

平成31年 1月18日に改訂する。

令和 2年 2月 6日に改訂する。

令和 5年12月25日に改訂する。

令和 6年12月19日に改訂する。

以上

(別紙)

南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング構成員

(●：座長)

機関名・所属	役職
国土交通省近畿地方整備局	●兵庫国道事務所長
国土交通省近畿地方整備局道路部	道路管理課長
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長
兵庫県土木部	道路保全課長
	港湾課長
兵庫県阪神南県民センター	西宮土木事務所長
	尼崎港管理事務所長
兵庫県淡路県民局	洲本土木事務所長
神戸市建設局	道路工務課長
神戸市港湾局	海岸防災課長
	神戸港管理事務所長
尼崎市都市整備局	土木部長
西宮市土木局	道路部長
芦屋市都市政策部	参事
洲本市	都市整備部長
南あわじ市	産業建設部長
淡路市	都市整備部長
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部	保全サービス統括課長
阪神高速道路株式会社保全交通部	保全企画課長
本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター	副所長
防衛省陸上自衛隊中部方面特科連隊第3科	火力調整幹部
兵庫県警察本部交通部交通規制課	課長補佐
一般社団法人兵庫県建設業協会 本部	事務局次長
一般社団法人兵庫県建設業協会 尼崎支部	事務局長
一般社団法人兵庫県建設業協会 西宮支部	事務局長
一般社団法人兵庫県建設業協会 神戸支部	事務局長
一般社団法人兵庫県建設業協会 淡路支部	事務局長
神戸市建設協力会	事務局長
尼崎建設事業協同組合	理事長
一般社団法人西宮建設協会	会長
芦屋建設業組合	副会長
協同組合芦屋瀨風会	代表理事
淡路市建設業協会	会長
洲本市建設業協同組合	理事長
南あわじ市建設業安全・安心協力会	会長
関西電力送配電株式会社神戸本部配電グループ	チーフマネジャー
西日本電信電話株式会社兵庫支店 設備部災害対策室	次長